

令和7年度 部活動の基本方針

宇都宮市立宝木中学校

1 部活動の目的

スポーツ・文化・科学・芸術等に親しみ、互いに教え合ったり励まし合ったりしながら、楽しさや喜びを味わうとともに、自主性や社会性を育て、お互いを思いやる心や人間関係を育むことにより、豊かで充実した学校生活を創造する。

2 本年度の部活動

運動部	文化部
野球（男女）	吹奏楽
バスケットボール（男子・女子）	演劇
バレーボール（女子）	美術
サッカー（男女）	
ソフトテニス（男子・女子）	
卓球（男子・女子）	
剣道（男子・女子）	
柔道（男子・女子）	

※生徒の希望があり、学校側が引率できる場合、大会のみ参加を認める。
（水泳競技、スケート、陸上競技など）

3 活動計画

- （1）毎月の活動計画を作成し、月末に部活動係（職員室前方にファイルを用意）に提出するとともに、職員室廊下の壁面に掲示する。
- （2）毎月の活動計画や大会・コンクール等の開催予定などを、事前に生徒・保護者に伝える。

4 活動時間及び日数

（1）朝の活動

※今年度より、原則禁止とする。

（2）放課後の活動・下校時刻

別記（今年度より変更有）

（3）活動時間及び休養日

① 休養日の設定

- ア) 学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日か日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日（原則月曜日）に振り替える。
- イ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ウ) 大会・コンクール前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意して、長期間連続して活動することがないようにする。

② 活動時間

- ア) 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- イ) 朝練習を行う場合には、部活動顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康や学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- ウ) 練習試合や合同練習等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、一日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

(4) 長期休業中の活動について

- ・長期休業中も「(3) 活動時間及び休養日」と同様に活動時間及び休養日を設定する。

(5) その他

- ・テスト5日前(土日を含む)は、部活動は行わない。ただし、休止期間に大会等がある場合には、管理職に相談し、許可願を提出し許可をもらう。保護者の承諾書もとること。
- ・水曜日は休養日とし、原則部活動は行わない。特別に水曜日に活動を行う場合には、別に休養日を設定する。実施する場合は管理職の許可をもらうこととする。

5 指導にあたって

(1) 活動内容

- ・発達段階や体力、技能等に応じて活動内容を配慮する。
- ・部員一人一人の個性をしっかりと見極めて、体力や技術を伸ばす工夫をする。

(2) 事故防止及び健康管理

- ・関係する施設・設備の点検を毎回行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。
- ・環境条件(天候、気温など)について、安全に十分配慮した練習内容や活動時間とする。特に、熱中症や雷については予防対策を徹底し、発生が疑われる際にはただちに活動を中止する。
- ・生徒の心身の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応する。

(3) 体罰、暴言の禁止

- ・勝利至上主義に陥らないよう留意し、体罰や暴言など力に頼った指導は絶対に行わない。

(4) 外部指導者の活用

- ・外部指導者を活用する際には、学校の方針に従って指導を担えるよう、練習計画の相談や連絡、生徒に関する情報交換など、顧問との協働体制を密にする。
- ・学校の方針や顧問の指導方針に従うことを理解してもらえるように、連携を密にする。
- ・「外部指導者登録申請書」を作成し校長へ提出する。
- ・外部指導者には、委嘱状を出す。

(5) 大会や発表会等への適切な参加

- ・適切かつ確実な生徒引率を行う。
- ・交通手段には、原則として公共交通機関や貸し切りバスを利用する。保護者送迎の場合には、交通事故に十分に注意させる。

(6) その他

- ・個人で使用する物品については、高額なものを勧めることがないようにする。また、家庭の経済状況により購入が困難な場合には、学校や部所有の物品を貸し出すなど十分配慮する。
- ・保護者会費や部費、大会参加費や交通費などの部活動の運営に係る経費について、保護者の経済的負担が過重にならないようにする。
- ・個人所有の物品購入については、原則として業者から保護者もしくは生徒が直接購入することとする。例外については管理職に相談するものとする。

6 部活動の入部（在部）・退部

（1）入部（在部）

ア 1年生の加入の手順

※各部代表生徒による部活動紹介は実施しない。

- ① 部活動見学及び体験（仮入部）をする。
- ② 担任に入部届を提出する。
- ③ 担任は確認後、部活動顧問に提出する。

イ 2・3年生の加入の手順

- ① 担任に在部届もしくは無所属届を提出する。新規入部を希望する場合は、入部届を出す。
- ② 担任は確認後、部活動顧問へ提出する。

（2）退部

退部を希望する生徒は、担任・部活動顧問と相談した後に退部届を受け取る。その後、保護者の承諾を受けてから退部届を提出する。退部届は担任が確認後、本人が顧問に提出する。

7 部活動の廃部

ア 年度当初の入部段階で、その年度の1年生入部者が最低活動人数を満たしていない場合、次年度の新1・2年生の入部希望者の合計が最低活動人数に達しなければ廃部となる。なお、それ以降新たに部員を加えることは認めない。

このことについては、その年度の1年生入部者が小学校6年生時の新入生保護者説明会で説明しておく。さらに年度当初の入部希望をとる際にも説明するものとする。

廃部になる場合、新2年生は新3年生の引退（運動部は総体、吹奏楽部・演劇部・美術部は文化祭かうつのみやジュニア芸術祭か県中央祭や県コンクール）をもって転部または退部とする。

イ 廃部を規定する最低活動人数は以下のとおりとする。ただし、団体競技等で、合同チームなど措置が取られる場合は、この規定に準じない。

野球	サッカー	男バスケ	女バスケ	バレー	男ソフトテニス	女ソフトテニス	卓球	剣道
9人	7人	5人	5人	6人	4人	4人	4人	3人
柔道		吹奏楽	美術	演劇				
男3人	女2人	3人	3人	3人				

※卓球、剣道、柔道については男女いずれかで最低人数を超えていればよい。

ウ 顧問の異動等によって廃部とすることもあり得る。

エ 廃部についてはPTAの理解を得るとともに、最終決定は校長とする。

8 部活動の地域連携・移行について

PTAを中心とした運営団体を設立し、指導者の確保及び地域連携・移行へ向けての準備ができた部活から随時、土日については地域連携・移行を進めていく。